

令和 5 年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会資料

主催 尾三地区介護保険事業所指定指導事務所
令和 6 年 1 月 3 0 日

目次

集団指導の概要について	…p 1 ～p5
運営指導の実施状況について	…p 6 ～p12
運営指導における指摘事項について	…p13 ～p20
運営推進会議について	…p21 ～p26
事故報告状況について	…p27 ～p36
受講報告書	…p37

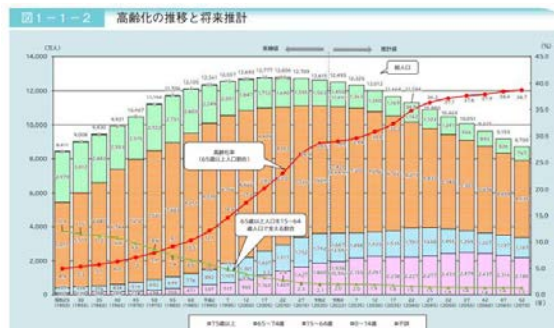
集団指導の概要について

令和5年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1

はじめに

近年日本の人口は減少化の局面を迎えており、2070年には、人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は増加傾向が続くことが予測されている。



更なる介護需要の増大

出典：令和5年版高齢社会白書

2

介護サービス利用者に対して担う責任

介護保険事業者等は、介護サービスを必要とする利用者に対し、介護保険法に規定されている目的を果たすよう適切にサービスを行わなくてはならない。

介護保険法（平成9年法律第123号）

（目的）

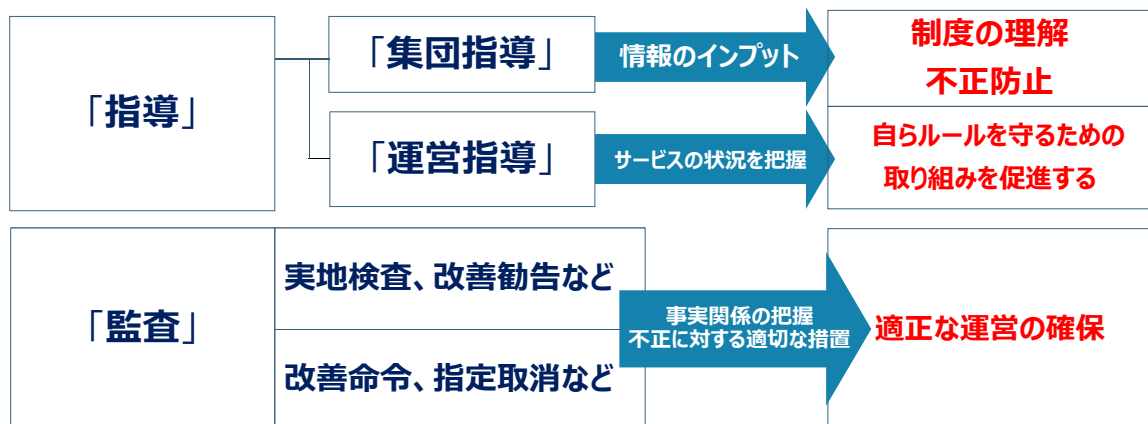
第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

→国や自治体等の行政機関は、これらの責任を担う介護保険事業者等が適正にサービスを行うことができるよう支援する必要がある。

3

指導・監査業務について

自治体等の行政機関は、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、「サービスの質の向上の確保」及び「保険給付の適正化」を目的として介護保険事業者等に指導・監査業務を行っている。



4

指導・監査業務について②

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

出典 介護保険制度の概要（令和3年5月厚生労働省老健局）

5

尾三地区自治体間連携による運営指導について

平成28年度に地域密着型サービス、平成30年度には居宅介護支援事業所について県から市町村へ指定・指導監督の権限移譲が行われた。

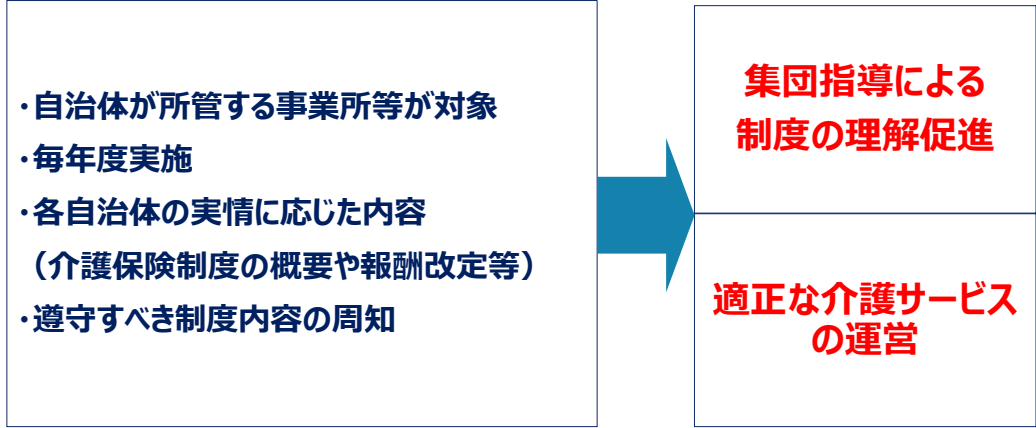
→市町村による指定・指導監督業務の実施
介護給付の増大

尾三地区自治体間連携構成市町
（豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町）

自治体間連携により、業務体制の確保、指定指導事務における質の担保及び向上を図り、適切な給付を目指す。

まとめ

集団指導とは…



7

■ 参考（指導監査業務に関連する法令等）

法律	介護保険法	
政令	介護保険法施行令	
	介護保険法施行規則	
省令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準等	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 等
通知	【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 【留意事項通知】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	【解釈通知】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について 【留意事項通知】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

8

■ 参考資料

- ・介護保険施設等運営指導マニュアル

(令和4年3月厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)

- ・令和5年版高齢社会白書

(内閣府)

- ・介護保険施設等の指導監督について

(令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知)

- ・介護保険制度の概要

(令和3年5月厚生労働省老健局)

運営指導の実施状況について

令和5年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1

令和5年度の運営指導実施状況について

原則3年に1回の頻度で実施、令和5年度においても概ね予定どおり実施

令和5年度介護保険事業所の運営指導実施状況(令和5年12月31日時点)

令和5年度尾三地区（4市1町）運営指導実施状況			令和5年12月31日時点	
サービス種類	事業所数	実施数	(参考) 令和4年度実績	
			事業所数	実施数
居宅介護支援	63	18	62	21
介護予防支援（地域包括）	14	10	14	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	1	1
地域密着型通所介護	17	2	20	9
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	4	1	4	2
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	5	1	5	2
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	17	4	16	8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7	1	7	2
看護小規模多機能型居宅介護	2	1	2	1
合計	130	38	131	47
	実施率	29%	実施率	36%

2

運営指導における指摘事項

1 文書指摘

主に介護保険法令等に規定された内容に関する指摘事項

2 口頭指摘

主に介護保険法令等に規定されていないが、より良い事業所運営に資する助言的内容

令和5年度における指摘事項

➡別紙「令和5年度運営指導における指摘事項一覧」のとおり。
その中で、指摘となりやすい指摘事項や複数のサービスに共通する指摘事項についてのちほど解説します。

3

指摘事項一覧を確認いただき
適正な介護サービスの運営にご活用ください。

4

令和5年度尾三地区（4市1町）運営指導実施状況

令和5年12月31日時点

サービス種類	事業所数	実施数	豊明市		日進市		みよし市		長久手市		東郷町	
			事業所数	実施数	事業所数	実施数	事業所数	実施数	事業所数	実施数	事業所数	実施数
居宅介護支援	63	18	18	6	18	3	8	4	8	3	11	2
介護予防支援（地域包括）	14	10	3	2	3	2	4	2	2	2	2	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	17	2	3	0	6	1	5	0	0	0	3	1
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	4	1	0	0	2	1	1	0	0	0	1	0
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	5	1	1	0	2	0	1	0	1	1	0	0
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	17	4	4	2	5	1	3	1	3	0	2	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7	1	1	0	1	0	1	0	2	1	2	0
看護小規模多機能型居宅介護	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
合計	130	38	30	10	38	8	23	7	17	7	22	6
	実施率	29%		33%		21%		30%		41%		27%

令和4年度尾三地区（4市1町）運営指導実績

サービス種類	事業所数	実施数	豊明市		日進市		みよし市		長久手市		東郷町	
			事業所数	実施数	事業所数	実施数	事業所数	実施数	事業所数	実施数	事業所数	実施数
居宅介護支援	62	21	17	7	18	4	8	4	8	2	11	4
介護予防支援（地域包括）	14	1	3	0	3	0	4	1	2	0	2	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	20	9	5	2	6	3	5	2	0	0	4	2
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	4	2	0	0	2	1	1	0	0	0	1	1
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	5	2	1	0	2	1	1	1	1	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	16	8	3	1	5	2	3	2	3	2	2	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7	2	1	0	1	0	1	1	2	1	2	0
看護小規模多機能型居宅介護	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
合計	131	47	30	10	38	12	23	11	17	6	23	8
	実施率	36%		33%		32%		48%		35%		35%

令和5年度運営指導における指摘事項一覧

●文書指摘

サービス種別	基準/加算カテゴリ	NO.	指導内容
複数サービス共通	勤務体制の確保	1	ハラスメント防止に関する指針体制を整備し、指針の内容について従業員に周知啓発を図ること。 また、ハラスメントの窓口従業員に周知すること。
複数サービス共通	掲示	2	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（第三者評価の実施の有無等）について重要事項説明書に記載すること。
複数サービス共通	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 計画の作成	3	サービス計画の同意については、利用者本人の署名が必要となる。 利用者の家族が代筆する場合は、利用者名の署名のほか、余白に続柄、氏名を併記署名すること。
複数サービス共通	地域との連携等	4	運営推進会議の開催を基準で定める頻度で開催すること。 おおむね12カ月に1回以上：地域密着型通所介護（療養通所介護） おおむね6カ月に1回以上：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 おおむね2カ月に1回以上：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複数サービス共通	管理者	5	管理者は専らその職務に従事することとされているため、管理者の責務が果たせるような職員配置とすること。 兼務は原則2職種までとし、勤務日の半分以上管理業務に従事すること。
複数サービス共通	秘密保持	6	従業者はもちろん、退職により過去に従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置をとることが義務付けられている。必要な措置について書面での提示や確認がとれない場合、場合によっては、書類の整備がされていないものとみなされ、指摘を受ける可能性もあるため注意すること。
複数サービス共通	サービス提供体制加算	7	サービス提供体制強化加算の算定要件である職員の割合について、加算の届出を行った月以降も毎月継続的に確認し記録しておくこと。 また、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。 なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算等が算定されなくなる旨の届出を提出しなければならない。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行わないものとする。 届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるため注意すること。 (加算要件通知 第2の6(17)等)

サービス種別	基準/加算カテゴリ	NO.	指導内容
居宅介護支援	入院時情報連携加算	8	加算算定の要件となっている日数の考え方について、郵送で情報提供を行った場合、書類が到着した日が情報提供が行われた日となるため注意すること。また、情報提供を行った日時、場所（医療機関に向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。（指定居宅加算要件通知 第3の13）
居宅介護支援	退院・退所加算	9	退院・退所加算口の加算算定の要件となっているカンファレンスの参加者については、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表 退院時共同指導料2の注3」の要件を満たすものであること。 【参考】 入院中の保健医療機関の保険医または看護師等が、 ①在宅療養担当医療期間の保険医もしくは看護師等 ②保険医である歯科医師もしくはその指示を受けた歯科衛生士 ③保険薬局の保険薬剤師 ④訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士 ⑤介護支援専門員または相談支援専門員 のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、他機関共同指導加算として所定点数を加算。 （指定居宅加算要件通知 第3の13）

●口頭指摘

サービス種別	基準/加算カテゴリ	NO.	指導内容
複数サービス共通	事故発生時の対応	1	事故の記録やヒヤリハットについて事故防止の検証のほか、事業所内で供覧し情報共有を図ると良い。
複数サービス共通	業務継続計画の策定等 衛生管理等 虐待の防止	2	令和6年3月31日まで努力義務となっているBCPの策定などについて、義務化前に各種指針の策定や体制の整備などを進めること。
複数サービス共通	秘密保持	3	個人情報の利用目的をより具体的に明示すること。（個人情報保護法第17条及び第18条） 【例】 個人情報を第三者に提供する場合 1 介護サービス提供のため必要な場合（ケアプランの作成、サービス提供担当者会議、医療機関等との連携） 2 介護保険事業遂行のため必要な場合（審査支払機関への請求、明細書提出及び行政機関からの照会の回答等） 3 生命、身体の保護のために必要な場合（災害時における安否確認情報の行政への提供、損害賠償保険等にかかる保険会社等への連絡） 4 その他介護サービス事業所の運営上必要な場合（介護ボランティア、学生実習の受け入れ等）

サービス種別	基準/加算カテゴリ	NO.	指導内容
複数サービス共通	事故発生時の対応 緊急時等の対応	4	緊急時対応マニュアルや事故対応マニュアル等について、事業所の実態に沿ったものにする。また、内容を見直し、マニュアルの情報が古い場合は内容を更新していくこと。
認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	5	重度化した場合における対応の指針を運営規程等に合わせて随時内容を見直し更新すること。
複数サービス共通	記録の整備 勤務体制の確保	6	研修内容は特定の職員のみで留めず、事業所全体で広く共有し、事業所の職員全体のスキルアップに活用されたい。その場合、事業所全体で内容が共有されていることが客観的に判断できるよう、例えば従業者が供覧したことが分かる書類等があることが望ましい。
複数サービス共通	口腔栄養スクリーニング加算	7	記録が抜けている利用者がいたので適切に記録し、保管すること。
複数サービス共通	-	8	タイムカードの打刻がないものが散見されるため、勤務時間の管理を徹底すること。
居宅介護支援	特定事業所加算	9	前年度までに研修計画は策定されていたものの、作成日が当該年度初日付となっていたため、前年度中の作成日付とすること。 【参考】 加算算定の要件となっている研修の計画について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに策定すること。 (指定居宅加算要件通知 第3の13)

●運営規程等における不適切な文言等

NO.	指導時の状況及び指導内容
1	無用なトラブルを避けるためにも契約書において、契約期間を明示すること。 【例】 「本契約における契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。」
2	各サービスの解釈通知で示されているとおり、令和3年度から置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載しても差し支えない。重要事項を記した文書に記載する場合についても同様とする。なお、従前の方法で記載する場合は、人員配置の実態に則した記載とすること。 【従前】 ・「〇人」と正確な人数で記載する。 ・常勤、非常勤、専従、兼務の別を記載する。 例) サービス提供責任者：常勤2人 訪問介護員：常勤3人、非常勤2人 【〇人以上と表記する場合】 ・人員基準を満たす範囲「〇人以上」と記載して差し支えない。※従前のとおり「〇人」と記載することを妨げない。 ・常勤、非常勤、専従、兼務の別は記載を要しない。 ・人員基準が人数で定められている場合は員数を、常勤換算で定められている場合は常勤換算数を記載する。 例) A サービス提供責任者：1人以上、訪問介護員：2、5以上（常勤換算） B サービス提供責任者：2人以上、訪問介護員：4以上（常勤換算） A、B、従前のいずれの記載方法でも可

NO.	指導時の状況及び指導内容
3	苦情申立窓口は、通常の実施地域となっている自治体の担当課及び愛知県国民健康保険団体連合会を最低限記載しておくこと。 また、組織名等は正式名称で記載し、連絡先は直通のものを記載することが望ましい。尾三地区の各担当部署及び愛知県国民健康保険団体連合会の連絡先等については次のとおり。 なお、令和4年度から豊明市が健康長寿課から長寿課へ課名を変更している。 ●愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL：052-971-4165 ●豊明市 長寿課 TEL：0562-92-1261 ●日進市 介護福祉課 TEL：0561-73-1495 ●みよし市 長寿介護課 TEL：0561-32-8009 ●長久手市 長寿課 TEL：0561-56-0613 ●東郷町 高齢者支援課 TEL：0561-56-0735
4	附則は運営規程について、この規程が過去から今に至るまでいつ改正されたのか分かるように明記する必要がある。なお、日付だけでなく、追加するたびに、毎回「附則」も記載することが適切な表記である。 【例】 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
5	重要事項説明書における加算の単位の表記誤り等について修正すること。
6	重要事項説明書において、事業所所在地の保険者から指定を受けていたが、指定権者が愛知県のままとなっているため修正すること。
7	契約書や運営規程、重要事項説明書との整合を図り、条項ずれや誤字、脱字を修正し、表記も統一すること。

※本一覧の文中について、以下のとおり表記を統一する。

「加算要件通知」と表記―「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

「指定居宅加算要件通知」と表記―「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）

運営指導における指摘事項について

令和5年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1

目次

- ・利用料の記載誤りについて
- ・兼務のあり方について
- ・雇用関係について
- ・守秘義務について
- ・提供するサービスの第三者評価の実施について
- ・事業所内での書類の供覧について
- ・サービス計画書の同意について

2

利用料の記載誤りについて

- ・運営規程等の誤字や文書間の不整合などは口頭指摘。
- ・単位数の記載がない場合や単位数が間違っている場合については、**文書指摘**とする。

【文書指摘とする理由】

⇒「あらかじめ、利用者及び利用者の家族に対しサービスの内容、費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない」と基準に定められているサービスでは、正しい費用で同意が得られているとは言えないため。

介護報酬改正などに注意して、正しい単価・加算を記載すること。

3

根拠規定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（予防含む）
 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
 指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準

サービス種別	基準の定め	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【利用料等の受領】	第3条の19第4項
夜間対応型訪問介護		第3条の19第4項
地域密着型通所介護		第24条第5項
認知症対応型通所介護		第24条第5項
介護予防認知症対応型通所介護		第22条第5項
小規模多機能型居宅介護		第72条第5項
介護予防小規模多機能型居宅介護		第52条第5項
認知症対応型共同生活介護		第96条第4項
介護予防認知症対応型共同生活介護		第76条第4項
地域密着型特定施設入所者生活介護		第117条第4項
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		第117条第4項
看護小規模多機能型居宅介護		第72条第5項
居宅介護支援		第10条第2項 ※交通費の受領
介護予防支援	規定なし	

4

兼務のあり方について

・管理者の兼務

※兼務は原則2職種までとする。

※勤務日の半分以上管理業務に従事すること。

※併設事業所で管理業務のみを行う場合は3職種まで可。

・その他の兼務

※併設事業所でのみ兼務が認められている場合があるので注意。

【不適切な例】

・生活相談員を兼務している管理者が、介護職員として勤務している。(3職種になるので不可)

・管理者が、介護職員として16時間の夜勤に従事している。(半分以上管理業務に従事していないので不可)

・グループホームの計画作成担当者が、他市町の系列グループホームの計画作成担当者を兼務している。(併設事業所ではないので不可)

「専従」となっている職員の兼務には注意すること。職員が兼務している場合は、どの職種として勤務するか、時間を区分して業務に従事すること。

5

雇用関係について

・雇用契約書(労働条件通知書)、出勤簿、資格証の写し等は当日提示できるよう準備しておくこと。

・雇用関係の書類や手続きについては、労働基準法に則って行うものなので、運営指導では文書指摘は行わない。

⇒労働基準法違反により罰金刑を受けた場合は、「指定取消事由」となります。

口頭指摘であっても必ず対応をしてください。

労働基準法に違反しないよう適正な運営を行うこと。
介護保険法や基準省令以外の部分については口頭指摘としているが、他の法令も遵守するよう適切に対応し適正な運営をすること。

6

守秘義務について

・基準では、従業者の秘密保持について、事業所としては従業員が退職後も個人情報情報を漏洩しないような措置を求めている。

「事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。」

・「必要な措置」について

就業規則：従業員が従うべき事項を規則に定めたもの

→退職後の行動を規制するには不十分

秘密保持誓約書に、退職後も秘密を保持する旨の文言を入れて署名をもらうと良い。

7

根拠規定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（予防含む）
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準

サービス種別	基準の定め
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第61条(第3条の33条第2項を準用)
夜間対応型訪問介護	第18条(第3条の33条第2項を準用)
地域密着型通所介護	第37条(第3条の33条第2項を準用)
認知症対応型通所介護	第61条(第3条の33条第2項を準用)
介護予防認知症対応型通所介護	第33条第2項
小規模多機能型居宅介護	第88条(第3条の33条第2項を準用)
介護予防小規模多機能型居宅介護	第64条(第33条第2項を準用)
認知症対応型共同生活介護	【秘密保持等】 第61条(第3条の33条第2項を準用)
介護予防認知症対応型共同生活介護	第85条(第33条第2項を準用)
地域密着型特定施設入所者生活介護	第108条(第3条の33条第2項を準用)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第129条(第3条の33条第2項を準用)
看護小規模多機能型居宅介護	第182条(第3条の33条第2項を準用)
居宅介護支援	第30条(第3条の33条第2項を準用)
介護予防支援	第32条(第3条の33条第2項を準用)

8

利用者の適切なサービス選択のために求められること

各事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービス提供の開始に際し、利用申込者がサービス選択をするために必要な**重要事項**について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し懇切丁寧説明を行い同意を得ることが求められる。

重要事項とは・・・

- ・当該事業所の重要事項に関する規程（運営規程）の概要
- ・従業者の勤務体制
- ・事故発生時の対応
- ・苦情処理の体制
- ・**提供するサービスの第三者評価の実施状況** 等

9

第三者評価とは・・・

《参考》
愛知県福祉サービス第三者評価推進センター
<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>

第三者評価 ＝ 福祉サービス第三者評価

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

効果

- ・各事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることができる
- ・結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報になる

実施については**任意**だが、重要事項として**実施の有無の記載**が求められる

実施している場合・・・

- ・実施した直近の年月日
- ・実施した評価機関の名称
- ・評価結果の開示状況

実施の有無とあわせて記載すること

10

根拠規定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（予防含む）
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準

サービス種別	基準の定め	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【内容及び手続の説明及び同意】	第3条の7第1項
夜間対応型訪問介護		第3条の7
地域密着型通所介護		第3条の7第1項
認知症対応型通所介護		第3条の7第1項
介護予防認知症対応型通所介護		第11条第1項
小規模多機能型居宅介護		第3条の7第1項
介護予防小規模多機能型居宅介護		第11条第1項
認知症対応型共同生活介護		第3条の7第1項
介護予防認知症対応型共同生活介護		第11条第1項
地域密着型特定施設入所者生活介護	【揭示】	第3条の32第1項
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	【内容及び手続の説明及び同意】	第3条の7第1項
看護小規模多機能型居宅介護		第3条の7第1項
居宅介護支援	【揭示】	第22条第1項
介護予防支援		第21条第1項

11

事業所内での書類の供覧について

運営指導において、以下の書類は事業所内で供覧をするよう指導している

①事故報告、ヒヤリハット

事業所での業務に活かすため、事業所内で全員が確認できるようにすること。

サインや押印で全員が確認したことが分かるような様式にすると良い

②研修資料

事業所全体のサービスの質の向上のため、研修を受講した人が資料等を保管するのではなく、職員全員で資料や報告書を供覧すること。

資料を配布する方法での供覧も可

12

サービス計画書の同意について

各種サービス計画書については、「**利用者の同意を得ること**」とされています。

なぜ利用者の同意が必要か

介護保険法

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し**、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条第2項 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択に基づき**、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

⇒サービス提供は**本人の選択**に基づくものであるため、**利用者の同意が必要**

13

寝たきり等で本人の署名が難しく、家族が代筆する場合でも、利用者本人の名前を記入してもらったうえで余白等に代筆者の名前、本人との続柄等を記入してもらうこと。

⇒利用者本人の署名がない場合は運営指導にて「**文書指摘**」として指導される

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

「**文書により**利用者の同意を得ること」となっているため、文書での同意が必要であることに留意すること。

※電磁的方法での同意は認められていません。

他サービス事業所については、電磁的方法でやりとりした場合のみ、署名以外での同意が認められています。

14

根拠規定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（予防含む）
 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
 指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準

サービス種別	基準の定め	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【定期巡回・随時対応型訪問介護計画の作成】	第3条の24第6項
夜間対応型訪問介護	【夜間対応型訪問介護計画の作成】	第11条第3項
地域密着型通所介護	【地域密着型通所介護計画の作成】	第27条第3項
認知症対応型通所介護	【認知症対応型通所介護計画の作成】	第52条第3項
介護予防認知症対応型通所介護	【指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針】	第42条第4項
小規模多機能型居宅介護	【小規模多機能型居宅介護計画の作成】	第77条第4項
介護予防小規模多機能型居宅介護	【指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針】	第66条の5
認知症対応型共同生活介護	【認知症対応型共同生活介護計画の作成】	第98条第4項
介護予防認知症対応型共同生活介護	【指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針】	第87条の4
地域密着型特定施設入所者生活介護	【地域密着型特定施設サービス計画の作成】	第119条第4項
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	【地域密着型施設サービス計画の作成】	第138条第7号
看護小規模多機能型居宅介護	【居宅サービス計画の作成】	第74条第2項
居宅介護支援	【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】	第13条の10
介護予防支援	【指定介護予防支援の具体的取扱方針】	第30条の10

15

令和6年度から義務化されること

1 業務継続計画（感染症・災害）の策定等

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画の周知
- ③業務継続計画についての研修及び訓練の実施

2 虐待の防止に係る措置

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の実施
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③虐待の防止のための研修の実施
- ④虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に記載

3 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

※資格や研修のカリキュラム等で認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得しているとみなされる者は、受講が免除される。

4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の実施
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

令和6年4月1日以降、実施していない場合は
文書指摘となります。

16

地域密着型サービスにおける運営推進会議について

令和5年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）とは

- 地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、**利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的**として設置するもの

2

対象サービスと開催回数

サービス種別	開催頻度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※名称は「介護・医療連携推進会議」	おおむね6月に1回以上
夜間対応型訪問介護	規定なし
地域密着型通所介護	おおむね6月に1回以上
療養通所介護	おおむね12月に1回以上
認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
認知症対応型共同生活介護	おおむね2月に1回以上
地域密着型特定施設入居者生活介護	おおむね2月に1回以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2月に1回以上

3

開催頻度が指定基準を満たしていない場合

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の開催頻度が指定基準を満たしていない場合は、

指定基準違反のおそれがあるとして、運営指導を実施する場合があります。

4

構成員

- 利用者、利用者の家族
 - 地域住民の代表者
(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等)
 - 市町村の職員又は地域包括支援センターの職員
 - 当該介護サービスについて知見を有する者等
(学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、当該介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者)
- ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、上記に加えて「地域の医療関係者（郡市医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等）」が構成員となります。

5

会議内容

- 事業運営の基本方針
- 日常サービスの提供内容や定例行事の実施報告
- 利用者の構成（年齢、要介護度、利用年数等）
- 事故報告（発生状況、再発防止策等）
- 利用者の健康管理に係る取り組み
(熱中症や感染症に対する取り組み等)
- 非常災害対策の取り組み
(消防計画の策定・見直し、避難訓練の実施等)
- 地域連携の取り組み
(地域行事への参加、異年齢交流、ボランティアの受入れ等)

6

開催方法

- 対面実施
- オンライン実施（テレビ電話装置等）

※利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用についてあらかじめ当該利用者等の同意を得た上で実施すること。

新型コロナウイルス感染症の臨時的取扱いに係る書面による会議の開催については、令和5年5月をもって終了しました。

7

開催後の対応

- 報告、評価、要望、助言等の記録を作成

- 当該記録を公開

※公開にあたっては個人情報の取扱いに十分配慮をしてください。

- 記録は5年間保存

※欠席された構成員に対し、当日資料や議事録等を送付するなどの配慮をお願いします。

8

会議を活用した外部評価

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

提供するサービスについて評価・点検（自己評価）＋
自己評価結果について第三者の観点からサービス評価
（外部評価）⇒**運営推進会議（介護・医療連携推進会
議）において1年に1回以上実施する**

- 認知症対応型共同生活介護

自己評価結果に基づき、外部評価機関か**運営推進会議に
おける評価のいずれかから受けられる**

9

自己評価と外部評価

■ 自己評価

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提
供するサービスについて個々の従業員の問題意識を向上させ、事
業所全体の質の向上につなげていくことを目指すもの

■ 外部評価

事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されて
いるサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三
者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明ら
かにすること

■ 自己評価結果及び外部評価結果

利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、介護サービス情報
公表システムを活用し公表する（法人のホームページへの掲載、
事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口
や地域包括支援センターへの掲示等でも可）。

10

根拠 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域との連携等】第3条の37
- ・ 夜間対応型訪問介護 規定なし
- ・ 地域密着型通所介護（療養通所介護）【地域との連携等】第34条、第40条の16
- ・ 認知症対応型通所介護【地域との連携等】第61条
- ・ 小規模多機能型居宅介護【地域との連携等】第88条
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護【地域との連携等】第182条
- ・ 認知症対応型共同生活介護【地域との連携等】第108条
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護【地域との連携等】第129条
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【地域との連携等】第157条
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日 老振発0327第4号、老老発0327第1号）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

事故報告状況について

令和5年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1

はじめに

- 介護保険サービス事業者は、サービスごとに定められている事業の人員、設備及び運営に関する基準により、サービスの提供によって事故が発生した場合は、市町村等へ報告する必要があります。

尾三地区(豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町)
において、令和5年事故報告書の集計件数は合計295件。

2

事故報告の目的

- 介護保険サービス事業者
介護サービス提供時に発生した事故等について、適切な対応の確保や再発防止策の検討を行うこと
- 保険者
報告された介護事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険サービス事業者等に対し、安全対策に有用な情報を共有すること
- 介護事故の発生・再発防止及び介護サービスの改善・サービスの質の向上に資すると考えられます。

3

報告が必要な事故

- サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故
例：転倒、誤嚥、誤薬、けがはないがトラブルに発展 等
- 食中毒及び感染症
例：MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核 等
- 職員（従業者の）法令違反・不祥事件等
例：利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失 等
- その他、報告が必要と認められる事故
例：利用者等の保有する財産の滅失 等

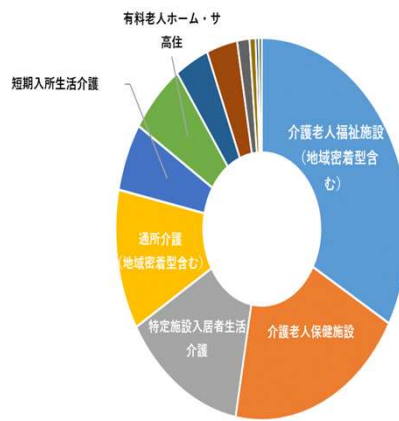
4

サービス事業者ごとの事故報告件数

サービス事業者（サービス種別）	件数	割合
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	98	33.2%
介護老人保健施設	58	19.7%
特定施設入居者生活介護	40	13.6%
通所介護（地域密着型含む）	35	11.9%
短期入所生活介護	17	5.8%
有料老人ホーム・サ高住	18	6.1%
認知症対応型共同生活介護	11	3.7%
小規模多機能型居宅介護	10	3.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	1.4%
通所リハビリテーション	2	0.7%
介護予防支援	1	0.3%
訪問介護	1	0.3%
夜間対応型訪問介護	0	0.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.0%
複合型サービス	0	0.0%
居宅介護支援	0	0.0%
介護療養型医療施設	0	0.0%
介護医療院	0	0.0%
訪問入浴介護	0	0.0%
訪問看護	0	0.0%
訪問リハビリテーション	0	0.0%
居宅療養管理指導	0	0.0%
短期入所療養介護	0	0.0%
福祉用具貸与	0	0.0%

計 295件

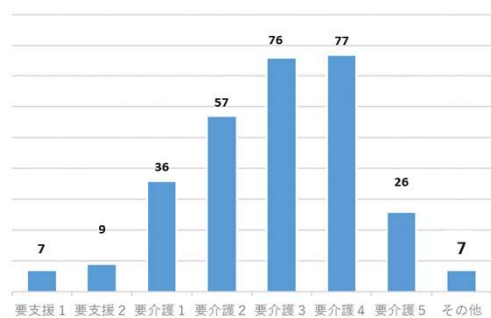
介護老人福祉施設からの報告が98件（33.2%）と最も多く、次いで介護老人保健施設58件（19.7%）特定施設入居者生活介護が40件（13.6%）となっています。



7

要介護度別の事故報告件数

要介護度	件数	割合
要支援1	7	2.4%
要支援2	9	3.1%
要介護1	36	12.2%
要介護2	57	19.3%
要介護3	76	25.8%
要介護4	77	26.1%
要介護5	26	8.8%
その他	7	2.4%
合計	295	100.0%

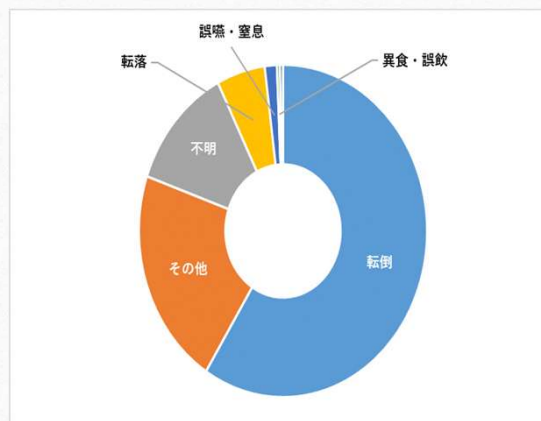


要介護度4にかかる報告が77件（26.1%）と最も多く、次いで要介護3が76件（25.8%）要介護2が57件（19.3%）となっています。

8

事故の原因

事故の原因	件数	割合
転倒	174	59.0%
その他	63	21.4%
不明	36	12.2%
転落	16	5.4%
誤嚥・窒息	4	1.4%
異食・誤飲	1	0.3%
誤薬、与薬もれ等	1	0.3%
合計	295	100.0%

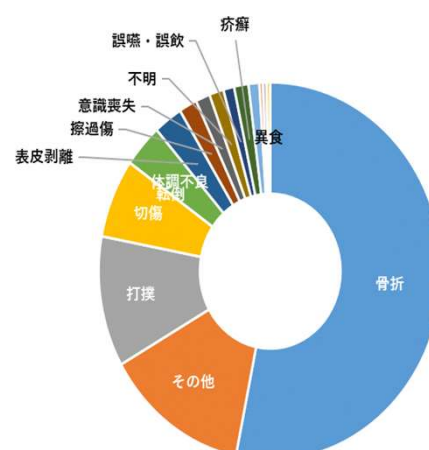


転倒事故が174件（59.0%）と最も多く、事故の半数以上は転倒が原因となっています。

9

事故の内容

事故の内容	件数	割合
骨折	157	53.2%
その他	40	13.6%
打撲	33	11.2%
切傷	20	6.8%
体調不良	11	3.7%
表皮剥離	8	2.7%
擦過傷	5	1.7%
意識喪失	4	1.4%
不明	4	1.4%
誤嚥・誤飲	3	1.0%
疥癬	4	1.4%
死亡	3	1.0%
発熱	1	0.3%
誤薬	1	0.3%
異食	1	0.3%
捻挫	0	0.0%
合計	295	100.0%



けが（骨折、切傷、打撲、表皮剥離、擦過傷）を伴う事故については223件（75.6%）と全体の7割以上を占めます。

10

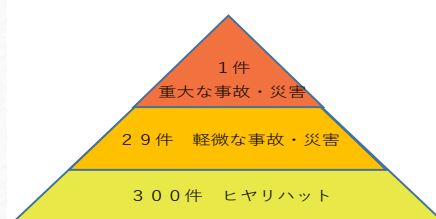
発生場所と発生時間帯

発生場所 発生時間帯	居室	トイレ	廊下	食堂等 共用部	浴室 脱衣所	機能 訓練室	敷地内の 建物外	施設外	その他	不明	降・乗車	自宅	計
0:00~3:00	16	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	19
3:00~6:00	28	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	32
6:00~9:00	25	0	6	7	2	0	0	4	1	2	0	1	48
9:00~12:00	26	5	1	13	5	0	0	0	1	2	1	3	57
12:00~15:00	11	1	1	12	4	1	0	0	1	1	0	0	32
15:00~18:00	19	2	5	9	2	2	2	2	2	0	2	0	47
18:00~21:00	20	1	6	12	0	0	0	0	0	1	0	0	40
21:00~24:00	11	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
時間帯不明	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	5
合計	156	12	22	56	13	3	2	7	8	9	3	4	295

発生場所としては居室が156件（52.9%）と全体の半数を占めており、
その中でも3時～6時の間に起きた事故が28件、9時～12時の間に起きた事故
が26件と多くなっています。

11

事故発生の防止に向けて ～ヒヤリハット～



- ハインリッヒの法則（1：29：300の法則）
事故を防ぐために知っておきたい考え方が「ハインリッヒの法則」です。
同じ人間が起こした330件の災害のうち1件の重い事故・災害の背景には
29件の軽微な事故・災害があり、事故には至らなかったヒヤリハットが
300件あるとされているという考え方。
- 重大な事故・災害の防止のためには、事故には至らなかったヒヤリハットの
段階で対処していくことが必要である。

12

事故発生の防止に向けて ～ヒヤリハット～

ヒヤリハットとは…

危ないことが起こったが幸い事故に至らなかった事象のこと。

- 些細なことでもヒヤリハット報告書に記録し、収集に努めてください。
- 一人の利用者に起こったヒヤリハットは他の利用者にも起こる可能性があります。ヒヤリハット報告書作成後は供覧し、サインや押印で確認した人がわかるようにすることで確実に情報共有を行ってください。
- 正確に記録された報告書は、事故が起こった際にそれまで適正な対応をしてきたという証拠になります。

13

事故発生の防止に向けて ～再発防止策～

①発生状況の把握

事故発生時の正確な時間、場所、職員・利用者の状況把握。

②事故の原因分析

本人要因	…身体機能の低下、認知機能の低下、体調や精神状況の変化
職員要因	…スタッフの技術・知識の不足、スタッフ同士の連携の不十分さ
環境要因	…段差の存在、その人に合わない福祉用具の使用

③再発防止策

上記3つの要因が複合的に絡まって、介護事故が発生する。
事故原因を分析する際に、要因ごとに適切な取組を検討し実施することが再発防止のために有用となる。

14

事故発生の防止に向けて～再発防止策の作成～

■（例）施設内で発生した事故。

深夜2時、居室内より「ドン」と音がしたので、職員がすぐに訪室すると、利用者がベッドサイドでしりもちをつき、座り込んでいた状態で発見。職員が利用者に痛いところを尋ねると、利用者は「ここが痛い」と左股関節部分をさすっていた。

→ 一人でトイレへ行こうとして、バランスを崩し転倒した。

15

事故発生の防止に向けて ～再発防止策～

本人要因

- ・手すりや歩行器を使用し、自力で歩くことができるが、寝起きということもあり、バランスを崩した。
- ・トイレの際はナースコールを押すようお願いしているが、ナースコールを押さなかった。

職員要因

- ・過去に物にぶつかることや、つまづく等のヒヤリハットがあったが、情報共有がされていなかった。
- ・トイレに行く際にはナースコールを押してくれるだろうというリスクに対する意識の薄れがあった。

環境要因

- ・居室からトイレまでの導線が暗かった。
- ・転倒に備えた福祉用具が配置されていなかった。

16

事故発生の防止にむけて ～再発防止策～

- トイレ誘導の時間帯の見直し、誘導回数を増やす。（〇時→〇時と〇時）
- トイレや何かあった際はナースコールを押してもらう旨の張り紙をする。
- ナースコールを押さずにトイレに行ってしまう可能性があるということを全職員に共有する。
- 夜間は居室の常夜灯をつける。
- ベッドサイドにポータブルトイレを設置し、夜間の使用をすすめる。
- 歩行器の置き場をベッドの近くにし、定位置にしるしをつける。

→ 利用者の安全を守ることは当然ですが、過度に防ごうとすると利用者の行動を抑制してしまうことに注意が必要です。

17

事故発生の防止に向けて ～再発防止策～

- 事故の分析や再発防止策の検討は発見者や当事者のみの役割ではありません。改善策を組織全体で考えましょう。
- 分析・検討された事故の原因や再発防止策について、現場にフィードバックし、職員一人一人が利用者のケアについて注意するようにしましょう。
- 再発防止策を現場で実践して一定期間が経過した後で、効果の検証を行い必要に応じて見直しを行うと、更なる効果的な改善につながります。

18

参考

- 事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日付け厚生省令第37号から第41号等)
- 介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取り扱いについて
(令和3年12月17日付け愛知県福祉局長通知)
- 介護保険施設等における事故の報告様式等について
(介護保険最新情報Vol.943 令和3年3月19日)
- 厚生労働省 「職場のあんぜんサイト」

受講報告書

※報告書下部のページリンクもしくはQRコードから専用ページにてご回答ください。

事業所名 _____

出席事業所サービス区分 居宅介護支援事業所 地域密着型サービス事業所 地域包括支援センター その他

出席者 職名 _____ 氏名 _____

- 1 合同講習会の時間についてどのように感じましたか。
また、希望する時間があれば併せてご回答ください。
①長い ②やや長い ③ちょうど良い ④やや短い ⑤短い
⑥その他 (_____)
(【自由記載】 _____ 記載例 2 時間程度)
- 2 合同講習会の内容について、業務の参考となりましたか。
(1) 集団指導の概要について
①参考になった ②やや参考になった ③どちらでもない ④あまり参考にならなかった ⑤参考にならなかった
(2) 運営指導の実施状況について
①参考になった ②やや参考になった ③どちらでもない ④あまり参考にならなかった ⑤参考にならなかった
(3) 運営指導における指摘事項について
①参考になった ②やや参考になった ③どちらでもない ④あまり参考にならなかった ⑤参考にならなかった
(4) 運営推進会議について
①参考になった ②やや参考になった ③どちらでもない ④あまり参考にならなかった ⑤参考にならなかった
(5) 事故状況報告について
①参考になった ②やや参考になった ③どちらでもない ④あまり参考にならなかった ⑤参考にならなかった
- 3 希望する開催方式についてお答えください。【複数回答可】
①リモート方式 ②書面開催 ③動画配信 ④対面方式
⑤その他 (_____)
- 4 合同講習会についてご意見やご質問等があればご記入ください
【自由記述】 _____

回答ページへのリンク先

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdbMCn5cyjYISkBD1SfyNXsm4-JhwI1YaLyN3PvwLRU67s6fw/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0&usp=mail_form_link

QRコード

